

兵高教組

2023年2月24日

調査情報 29号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL: 078-341-6745 FAX: 078-351-3185

URL: <http://www.hyogo-kokyoso.com>mail: honbu@hyogo-kokyoso.com

積年の要求が実現！ 「健康管理医」から「学校産業医」に 4月から導入される学校産業医って?? 職場への勧告権など、長時間労働等の是正に強い権限を発揮

2023年4月から、これまでの「健康管理医（学校医）」に代わって、「学校産業医」が配置されることになりました。学校産業医とは、「労働安全衛生法」に基づいて、労働者の健康管理などについて、事業者（管理職や県教委）に対して必要な勧告を出すことができるなど、強い権限を持っており、職場での長時間過密労働の是正など大きな力を発揮する可能性を持っています。

■これまでの「健康管理医（＝学校医）」って？

『労働安全衛生法』では50人以上の職場には「産業医」をおかなくてはならないことになっています。しかし、学校には以前より学校医がいたため、『労働安全衛生規則第13条2』によって、兵庫県ではこれまで「健康管理医」として、内科の学校医に産業医的な仕事を依頼し、その職務を行うことになっていました。

しかし、資格要件や職場訪問の回数について規定がなく、報酬単価も月額12,000円としか決まっていなかったため、これまで職場の労働環境に主体的に関わる健康管理医（学校医）の数もそこまで多くはありませんでした。

■新たに導入される「学校産業医」とは？

今回、新たに導入される「学校産業医」は『労働安全衛生法第13条』に基づき、各県立学校に教職員の健康管理業務を行う者として配置されます。また、「学校産業医」に変わることによって『労働安全衛生規則第14条1』に基づき、法律で定められた資格所持が必要です。

職務の内容についても労働者の健康管理などについて事業者に必要な勧告をし事業者はその勧告を尊重しなければならぬ、という重大な権限があたえられています。

職場訪問の回数・報酬単価

○職員数50人以上

原則2か月に1回勤務（年間6回）

○職員数50人未満

原則3か月に1回勤務（年間4回まで）

※ただし学校の実情に応じて、それぞれ追加の勤務が必要な場合はこの限りではない。

※それぞれ1日5時間50分以内の勤務

○日額30,000円

「学校産業医」の主な職務

- (1) 健康診断、長時間労働の面接指導、ストレスチェックの結果に基づく就業上の措置についての助言や指導、報告書の作成

- (2) 長時間労働に従事する労働者の面接指導
- (3) 衛生委員会の委員としての参加
- (4) 労働者の健康相談
- (5) 職業性疾病を疑う事例の原因調査と再発防止についての助言や指導
- (6) 職場巡視

■まずは正確な超勤把握から職場改善を！

他府県では滋賀、京都府、大阪市、大阪府などがすでに「学校産業医」を導入しています。複数の自治体において、月80時間超の時間外・休日労働を行っていても、産業医との面談対象となることを避けるために勤務時間を過小報告する実態や、産業医面談後には管理職とのやりとりが必要（管理職は当該教員の超勤実態をまとめ、その改善策も合わせて県に報告する必要がある）となるため、それを避けようと現場からの正確な時間が報告されない実態もあるようです。

しかしながら、超勤実態を明らかにすることにより学校産業医によって職場巡視が行われたり、超勤の実態を学校産業医から県教委に直接報告されたりなど少しずつ職場改善のために方策が採られるようになってきました。

■県教委は「学校産業医」勧告を尊重する義務がある

学校産業医は、個々の職場において衛生委員会での改善内容の提言、衛生管理者に指導や助言などを通じて改善を図りますが、衛生や健康へ深刻な問題を与える場合には、総括安全衛生管理者（教育次長）に対して勧告がなされます。勧告を受けたときは、勧告の内容及び勧告を踏まえて講じた措置の内容を、記録・保存するとともに、その内容を衛生委員会に報告しなければなりません。

まずは私たち自身が正確な超過勤務の実態を報告し、必要に応じて学校産業医面談を受けること、また、学校産業医に現場の超勤実態を知らせ、県教委に対して教職員への健康管理などについて必要な勧告を求めることが重要です。そして、より実効性のある改善策を県教委に講じさせると同時に、教職員の増員、業務削減などの要求を束ねていきましょう。

超勤縮減は待ったなし！あなたの声を力に。

超勤縮減は待ったなし!あなたの声を力に。